

郡山市保育施設等給食材料価格高騰対応支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価の高騰に直面する保育施設等の安定的な事業の継続を支援するため、給食材料費の負担が増加した保育施設等を運営する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設等 市内に所在する次のいずれかに該当するものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する施設

イ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を実施する施設

ウ 法第39条第1項に規定する保育所

エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(2) 児童 法第4条第1項第1号の乳児及び第2号の幼児をいう。

(3) 1号認定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1項第1号の規定により認定することをいう。

(4) 2号認定 支援法第19条第1項第2号の規定により認定することをいう。

(5) 3号認定 支援法第19条第1項第3号の規定により認定することをいう。

(6) 児童数 令和5年11月1日時点で保育施設等に入所する児童（副食費徴収免除対象児童は除く。）の数をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、保育施設等を運営する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 令和5年4月1日以降分の副食費の金額を値上げした者。

(2) この要綱に定める補助金と同趣旨の他の補助金を受けている者。

(補助金の算定方法等)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額の合計とする。

(1) 保育施設等に入所する1号認定の児童数に4,080を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）

(2) 保育施設等に入所する2号認定及び3号認定の児童数の合計に4,152を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）

(補助金の交付の対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、令和5年12月末日までに、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助額積算書兼振込口座申出書(別記様式)

(2) 令和5年11月1日時点の入所児童名簿(副食費徴収免除対象児童は除く。)

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第7条 規則第4条の規定に基づく補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月21日から施行する。